

大分県収納代理金融機関（農協・県信連）事務取扱規程

（事務取扱いの根拠）

第1条 大分県収納代理金融機関である大分県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）及び農業協同組合（下郷農業協同組合を除く。以下「農協」という。）は、大分県の公金（以下「公金」という。）の収納事務を取り扱うための手続き及びその他必要な事項については、大分県会計規則（以下「規則」という。）、大分県公金収納事務取扱契約書及びその他関係法令によるほか、この規程によらなければならない。

（取扱店等の区分）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）**収納店** 大分県収納代理金融機関として、公金の収納事務を取り扱う県信連の本所又は出張所、農協の本店又は本所（以下「本店」という。）、支店又は取次店をいう。
- （2）**旧基幹支店** 大分県農業協同組合の、収納金の取りまとめ等の総括業務を行う、各エリアの代表支店をいう。（国東、大分、日田、佐伯、三重、宇佐支店）
- （3）**取りまとめ店** 収納店から送付される収納金の取りまとめ等の総括業務を行う県信連の本所をいう。
- （4）**払込店** 取りまとめ店から収納金の払込みを受ける大分県の指定金融機関である大分銀行本店をいう。

（大分県収納代理金融機関の印鑑）

第3条 収納店及び取りまとめ店は、公金の収納事務のため収納代理金融機関印（押切印）及び出納済印を備え付け、出納済印については、規則第131条の2第1項の規定に基づき、その印影を使用印鑑届（第1号様式）により、会計管理者に送付しなければならない。

なお、出納済印の様式又は表示を変更したときもまた同様とする。

（大分県収納代理金融機関の標示）

第4条 収納店及び取りまとめ店は、「大分県収納代理金融機関」の標示を当該店舗にしなければならない。

（収納金の取扱い範囲）

第5条 収納店（県信連の本所を除く。）において取り扱うことができる公金は、農業改良資金の償還金及びこれに付随する収納金を除く収納金とする。

（収納金の整理）

第6条 収納店及び取りまとめ店は、次の各号に定める貯金口座を設け、受け入れた収納金を即日これに受入記帳して整理しなければならない。

- （1）**収納店** 利息が付されない別段貯金（以下「別段貯金」という。）

大分県収納代理金融機関口
〇〇農業協同組合（〇〇支店）

ただし、県信連の出張所及び**農協の支店又は**取次店で直接送金処理を行う場合にあっては、別段貯金口座を設けないことができる。

(2) 取りまとめ店 別段貯金

大分県収納代理金融機関口
大分県信用農業協同組合連合会

(収納の手続き)

第7条 収納店及び取りまとめ店は、納入通知書、納付書、納税通知書、納付（納入）書、個人県民税払込書、**個人県民税・森林環境税払込書**、個人事業税納税通知書、**自動車税種別割納税通知書**、現金払込票又は返納通知書等（以下「納入通知書等」という。）に基づかなければ、公金を収納することができない。

2 前項の納入通知書等が次の各号のいずれかに該当するときは、公金の収納をすることができない。

- (1) 納入通知書等の金額が訂正又は改ざんされているもの
- (2) 納入通知書等の各片の金額が相違するもの
- (3) その他収納店及び取りまとめ店において疑義があると認めたもの

(現金による収納)

第8条 収納店及び取りまとめ店は、納入義務者から納入通知書等に現金を添えて払込みを受けたときは、納入通知書等の各片の記載事項の一致を確かめ、所定欄に第3条の出納済印を押印のうえ、納入通知書等に接続した領収（証）書（**自動車税種別割納税証明書**の付加されたものについては当該納税証明書を含む。）を納入義務者に交付しなければならない。

(口座振替による収納)

第9条 収納店及び取りまとめ店は、規則第33条の規定に基づき自店に貯金口座を設けている納入義務者から県税、住宅使用料、高等学校授業料、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金及び心身障害者扶養共済制度加入者納付金の口座振替による納付を受けたときは、別に定める各口座振替収納事務取扱要領により処理しなければならない。

2 前項に規定するものを除き、口座振替による納付については、指定金融機関に領収書及び口座振替手数料等の取扱いを協議をしたうえで、収納の手続きを開始するものとする。

(証券による収納)

第10条 収納店及び取りまとめ店は、納入義務者から証券による納付を受けたときは、次の各号に掲げるもので、納付金額を超えないものに限り、納入通知書等の各片に「証券受領」の表示をして収納しなければならない。

- (1) 持参人払式の小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であつて小切手と同程度の支払の確実性があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下この号において同じ。）又は収納店及び取りまとめ店を受取人と

する小切手等で、電子交換所（一般社団法人全国銀行協会が設置するもの）で決済可能なものであること。

(2) 無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札で、支払期日の到来したものであること。

- 2 前項第1号に掲げる証券であっても、その支払いが確実でないときはその受領を拒絶することができる。
- 3 証券の券面金額が納入通知書等の金額に満たないときは、納入通知書等に券面金額を付記しなければならない。

(収納済の納入通知書等及び収納金の処理)

第11条 収納店及び取りまとめ店は、前3条により収納済となった納入通知書等及び収納金は次の各項に掲げるところにより取り扱わなければならない。

2 収納済票等の処理

納税通知書等の原符、収納済票（金融機関用）及び現金払込票（金融機関用）（以下「収納済票等」という。）は、当日分を取りまとめて、次の各号に掲げるところにより取り扱わなければならない。

(1) 取次店は、収納済票等を取りまとめ、大分県収納金集計(送付)書(第3号様式)を作成添付し、収納日付順に整理保管する。

ただし、直接取次店を総括する本店(大分県農業協同組合本店を除く)、大分県農業協同組合の**旧基幹支店**において集中管理する場合にあっては、この限りではない。

(2) 県信連の出張所及び**農協**の支店は、自店収納分及び前号により送付された収納済票等を取りまとめ、大分県収納金集計(送付)書(第3号様式)を作成添付し、収納日付順に整理保管する。

ただし、本店又は**旧基幹支店**において集中管理する場合にあっては、この限りでない。

(3) **旧基幹支店**は、第1号及び第2号により送付された収納済票等を取りまとめ、収納日付別に大分県収納金集計(送付)書(第3号様式)を作成添付し、収納日付順に整理保管する。

(4) 本店は、自店収納分並びに第1号及び第2号により送付された収納済票等を取りまとめ、収納日付別に大分県収納金集計(送付)書(第3号様式の2)を作成添付し、収納日付順に整理保管する。

(5) 収納済票等を保管する場合は、大分県収納金月別集計表(第4号様式)で月締を行う。

3 収納済通知票等の処理

領収済通知票及び収納済通知票（以下「収納済通知票等」という。）は、当日分を取りまとめて、次の各号に掲げるところにより取り扱わなければならない。

(1) 取次店は、収納済通知票等を取りまとめ、収納日別に大分県収納金集計(送付)書を作成し、直接**本店**に送付する。

(2) 支店は、自店収納分及び前号により送付された収納済通知票等を取りまとめ大分県収納金集計(送付)書を作成し、本店(大分県農業協同組合本店を除く。)又は**旧基幹支店**に送付する。

(3) **旧基幹支店**は、第1号及び第2号により送付された収納済通知票等を取り

まとめ、収納日別に大分県収納金集計（送付）書を作成し、収納済通知票等とともに速やかに大分県農業協同組合本店へ送付する。

(4) 本店は、自店収納分並びに第1号及び第2号により送付された収納済通知票等を取りまとめ、収納日別に大分県収納金集計（送付）書を作成し、収納済通知票等とともに速やかに取りまとめ店へ送付する。

(5) 県信連の出張所は、収納済通知票等を取りまとめ、収納日別に大分県収納金集計（送付）書を作成し、県信連の本所へ送付する。

4 収納金の処理

(1) 取次店は、当日分を取りまとめ、別段貯金に受入処理する。

ただし、第6条第1号ただし書の場合は、直接**本店**に送金することができる。

(2) 支店は、自店収納金と前号により送金された収納金を合算し、別段貯金に受入処理する。

(3) **旧基幹支店**は、第1号及び第2号により送金された収納金を合算し、別段貯金に受入処理する。

(4) 本店は、自店収納金並びに第1号及び第2号により送金された収納金を取りまとめ、別段貯金に受け入れる。

別段貯金からの払出しは、取りまとめ店で代理作成された貯金払戻請求書で引き落としされた取りまとめ店の当座勘定受払通知書の取引日により処理する。

(5) 県信連の出張所は、自店収納金を取りまとめ、直接県信連の本所に送金することができる。

(支払拒絶証券の処理)

第12条 収納店及び取りまとめ店は、第10条の規定により収納した証券を支払呈示期間又は有効期間内に呈示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があったときは、次の各号に掲げるところにより取り扱わなければならない。

(1) 支払拒絶証券報告書（第5号様式）に必要事項を記載し、支払拒絶証券及び収納済票の写しを添えて直ちに取りまとめ店に届け出て、当該証券に係る収納の取り消しを依頼するとともに、支払拒絶証券と引き換えに、当該証券に係る金額を受領すること。

(2) 収納済通知票等の余白に「不渡り」の文字及び不渡り相当金額を朱書するとともに、県公金出納簿の該当欄に朱書し減額すること。

2 取りまとめ店は、前項第1号の規定による支払拒絶証券報告書、支払拒絶証券及び収納済票の写しの送付を受けた場合は、次の各号に掲げるところにより処理しなければならない。

(1) 支払拒絶証券に係る金額を大分県収納代理金融機関名義の別段貯金から払い出し、支払拒絶証券と引き換えに収納店に交付すること。

(2) 支払拒絶証券報告書に支払拒絶証券及び収納済票の写しを添付して払込店に送付し、当該証券に係る収納の取り消しを依頼するとともに、支払拒絶証券と引き換えに当該証券に係る金額を受領すること。

(3) 前号により受領した金額は、大分県収納代理金融機関名義の別段貯金口座へ受入れ整理すること。

(取りまとめ店の収納及び払込事務)

- 第13条** 取りまとめ店は、自店収納金の当日分を取りまとめ、第11条第4項第5号ただし書の規定により送金された収納金を合算し、大分県収納代理金融機関名義の別段貯金口座に受入れるとともに、同条第3項第5号の規定により送付された大分県収納金集計（送付）書を整理保管しなければならない。
- 2 取りまとめ店は、第11条第4項第4号の規定により本店から送付を受けた大分県収納金集計（送付）書の合計金額をもとに貯金払戻請求書を代理作成し、当該農協の当座貯金口座から引き落とし、取りまとめ店の大分県収納代理金融機関名義の別段貯金口座に受入れ、当該大分県収納金集計（送付）書は、整理保管するものとする。
- 3 取りまとめ店は、自店収納分及び第11条第3項第4号、第5号により送付された収納済通知票等を取りまとめ、収納日別に整理しなければならない。
- 4 前項の収納済通知票等は、収納日別に収納金払込書（第6号様式（その2））に添付しなければならない。
- 5 取りまとめ店は、第1項及び第2項により別段貯金に受入れ処理された収納金を収納金払込書及び収納済通知票等とともに、払込店に翌営業日午後2時までには領収書（第6号様式（その3））と引き換えに払い込まなければならない。
- 6 収納日から起算して4営業日を過ぎて払込店に払込みを行ったときは、払込遅延として処理するものとする。

（電子納付による収納）

- 第14条** 収納店及び取りまとめ店は、規則**第32条第3項**の規定に基づき、**納入通知書等の送付を受けた者が**電子納付した場合は、別に定める方法により取り扱わなければならない。

（帳簿等の備付け及び保存年限）

- 第15条** 収納店及び取りまとめ店は、公金の取扱内容を明確にするため、県公金出納簿（第7号様式）を備え付けなければならない。
- 2 前項の県公金出納簿は、第6条の**規定により記帳した**貯金元帳又は貯金通帳及び第11条に定める大分県収納金月別集計表をもつて、これに代えることができる。
- 3 県公金出納簿、貯金元帳又は貯金通帳、納入通知票等、払込みに係る領収書及びその他公金に係る証拠書類は、年度ごと及び収納日付順に整理し、年度終了後5年間保存しなければならない。

（検査）

- 第16条** 収納店及び取りまとめ店は、会計管理者の任命する検査員による検査を受けたときは、次の各号に掲げる書類並びにその他検査員の指示する関係証票を提出して検査に応じなければならない。

- (1) 県収納金受払残高表
- (2) 県公金出納簿
- (3) 収納済票等及び収納金払込書（控）
- (4) 領収書
- (5) 貯金元帳又は貯金通帳
- (6) 大分県収納金集計（送付）書

(収納金の遅延報告及び遅延金の払込み)

第17条 取りまとめ店は、収納金の払込を遅延したときは、直ちに当該収納金を払込店に払い込むとともに、翌月10日までに大分県収納金払込遅延報告書（第8号様式）を会計管理者に提出しなければならない。

2 前項の場合において、県は、次条の規定により計算した遅延金を、県が発行する納入通知書により徴収するものとする。

(遅延金の計算)

第18条 遅延金の計算は、その計算の対象となる収納金ごとに遅延日数を算出し、大分県契約事務規則第10条第1項に定める遅延賠償金の計算割合で計算し、円未満は切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 大分県収納代理金融機関（農協・県信連）事務取扱規程は、廃止する。

(経過措置)

- 3 第12条及び第14条の規定は、平成7年度以後の予算に係るものについて適用し、平成6年度予算に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月22日会第768号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月26日会第260号）

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日会第1073-1号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日会第482-3号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月28日審指752号）

- 1 この規程は、平成19年4月28日から施行する。
- 2 改正前の大分県収納代理金融機関（農協・県信連）事務取扱規程第1号様式、第5号様式及び第8号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（平成20年2月20日会第2011号）

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年6月24日会第506号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月3日会第377号）

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日会第1555号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月11日会第1020号）

この規程は、平成24年9月11日から施行し、改正後の規程の規定は、平成

23年7月11日から適用する。

附 則（平成26年10月1日会第1117号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日会第1841号）

この規程は、平成27年3月22日から施行する。

附 則（平成27年10月21日会第1405号）

この規程は、平成27年10月21日から施行する。

附 則（平成28年9月16日会第1147号）

この規程は、平成28年9月16日から施行する。

附 則（平成30年1月30日会第1680号）

この規程は、平成30年3月5日から施行する。

附 則（令和3年3月15日会第1622号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月4日会第1008号）

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

附 則（令和6年3月27日会第1645号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式

使 用 印 鑑 届

年 月 日

大分県会計管理者 殿

大分県収納代理金融機関

大分県会計規則第131条の2の規定により、出納済印の印影を下記のとおり届け
ます。

記

届	印

第2号様式 削除

第3号様式 (第11条関係)

大分県収納金集計 (送付) 書

年 月 日 (年 月 日収納分)

大分県収納代理金融機関

取扱件数	金 額				取扱者

殿

第3号様式の2 (第11条関係)

大分県収納金集計(送付)書

年 月 日 (年 月 日収納分)

大分県収納代理金融機関

農業協同組合

(信連)

取扱件数	金 額								取扱者

取りまとめ店

農協コード

県信連 本 所 御中

--	--	--

第4号様式 (第11条関係)

大分県収納金月別集計表

〇
〇
月
分

大分県収納代理金融機関

〇〇〇〇〇農業協同組合〇〇〇〇所・店

区 分	取扱件数 件	金 額					
				百万		千	円
月 計							
累 計							

取扱者

(年度累計は、その年度の4月1日より3月31日までとする。)

第 5 号式 支払拒絶証券 起 票 番 号 様 報告書 ・ ・ 第 号

都道 市区 町
 府県 郡 村
 大字
 納

金融機関
 ↓
 出納機関
 大分県会計管理者 様
 取扱者
 大分県

収入 区分	収支 区分	所属	予算主務課	年度	会計	款	項	目	節	細節

券面金額		納入 通知簿	番 号	
収納年月日			年 月 日	
納入内容			金 額	
発行所属名				
証券の種類		一 部 現 納 金 付	年 月 日	
記号及び 番号			金 額	
振出人 (発行人)		提 示 有 効	又 期 限	
振出(発行) 年 月 日		収 納 機 関 名		
支 払 人		不 渡 の 理 由		
支 払 地		出 証券還付年月日		

年 月 日


大分県収納代理金融機関

第6号様式 (その1)

収 納 金 払 込 書 (控)				年 月 日
大分県指定金融機関		御中		大分県収納代理金融機関 大分県信用農業協同組合連合会
金融機関コード	3044	店番	011	
県信連本所受入日	区 分	枚数	金 額	
年 月 日	収納帳票	枚		円
	内OCR帳票	枚		円
内 訳	現金収納	枚	円	
	証券収納	枚	円	

(その2)

収 納 金 払 込 書				年 月 日
大分県指定金融機関		御中		大分県収納代理金融機関 大分県信用農業協同組合連合会
下記のとおり払込みます。				
金融機関コード	3044	店番	011	
県信連本所受入日	区 分	枚数	金 額	
年 月 日	収納帳票	枚		円
	内OCR帳票	枚		円
内 訳	現金収納	枚	円	
	証券収納	枚	円	



(その3)

領 収 書				年 月 日
大分県収納代理金融機関		御中		大分県指定金融機関
下記のとおり領収しました。				
金融機関コード	3044	店番	011	
県信連本所受入日	区 分	枚数	金 額	
年 月 日	収納帳票	枚		円
	内OCR帳票	枚		円
内 訳	現金収納	枚	円	
	証券収納	枚	円	



第7号様式

県 公 金 出 納 簿

年 月 日	摘 要	納入通知書等枚数	収 入 額	支 出 額	残 額
		枚	円	円	円

- 備考
- 1 摘要欄には、何某ほか何名受入れ又は何某ほか何名払込みと記載すること。
 - 2 証券により納付された場合は、摘要欄に(証)の表示をすること。
 - 3 月計及び累計を記載すること。

第8号様式 (第17条関係)

大分県収納払込遅延報告書

年 月分

大分県会計管理者 殿
(総括店経由)

年 月 日

大分県収納代理金融機関
大分県信用農業協働組合連合会

収納店名 払込

収納日	県収納日	遅延日数	収納金額				収納金 遅延積数 (A)				遅延利息 (A) × 計算割合	遅延 件数
合計												

備考 遅延利息欄の計算割合は、大分県契約事務規則第10条第1項に定める遅延賠償金の計算割合を使用し、円未満は切り捨てること。